

「明治 10 年太政官指令」の再検討¹

竹島資料勉強会

背景

2018 年 10 月、「竹島資料勉強会」は、竹島の領有をめぐる論点の一つである「明治 10 年太政官指令」について検討するため、財団法人日本国際問題研究所のプロジェクトの一環として有志により結成された。同勉強会による 3 年弱の議論の結果、「明治 10 年太政官指令」で「本邦関係無之」とされた対象には現在の竹島は含まれないとの確信を得るに至り、2022 年 3 月 31 日に報告書を公表した。報告書の公表後、その結論を補強する複数の史料が見つかった。この論考は、報告書の公表後に見つかったこれらの同時代史料も含めた形で報告書の序章を再構成し、英訳したものである。

なお、本稿は執筆者個人又は竹島資料勉強会としての見解であり、日本国際問題研究所の見解を示すものではない。

1 はじめに—なぜ「明治 10 年太政官指令」の再検討が必要か—

(1) 竹島問題とは

竹島（英名：Liancourt Rocks、韓国名：独島）は、日本の本州の北約 211km、朝鮮半島の東約 217km、北緯 37 度 14 分、東経 131 度 52 分の日本海上に位置する。女島（東島）、男島（西島）の二つの島とその周辺の数十の小島からなり、総面積は約 0.20 平方キロメートルである。各島は、海面からそびえ立つ急峻な火山島であり周囲は断崖絶壁をなし、植生は乏しい。竹島の西北西約 88km には鬱陵島、南南東約 158km には隠岐諸島が存在し、鬱陵島は韓国に、隠岐諸島は日本に属する。



出典：内閣官房領土主権政策企画調整室、ホームページ

¹ 本稿は、*Japan Review*, Vol.6, No.1 (2023. 10) に掲載された「明治 10 年太政官指令の再検討（英：A Reexamination of the 1877 Instruction of the Council of State）」の日本語版である。

竹島の領有権の問題は、日韓関係の重大な懸念の一つである。第二次大戦後、サンフランシスコ平和条約の起草過程において、韓国は米国などに対し日本が放棄する「朝鮮」に竹島を明記するように要求した。しかし、米国はラスク国務次官補の書簡で、「我々の情報によれば、朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年頃から日本の島根県隠岐支庁の管轄下にある」として拒否した。同条約により日本の竹島保持が確定したが、韓国は、1952年1月に「隣接海洋に対する主権宣言（海洋主権宣言）」を行い、いわゆる「李承晩ライン」という境界線を日本海に引いて、その中に竹島を取り込んだ。その後、1954年に韓国の海洋警察隊が竹島に常駐、それ以来韓国による竹島の不法占拠が続いている。

(図表) 鬱陵島と竹島の歴史

年	出来事
1417年	朝鮮王朝、鬱陵島について「空島政策」をとる。その結果、鬱陵島には日本人が進出するようになる。
17世紀	米子の商家が、江戸幕府の公認を得て鬱陵島（当時の日本側名称は「竹島」）でアワビ漁やアシカ猟などの事業を実施。その後、鬱陵島への航路の途中にある現在の竹島（当時の日本側名称は「松島」）でも同様の事業を実施するようになり、江戸幕府の公認も得る。
1696年	江戸幕府、朝鮮王朝との折衝後、米子の商家の鬱陵島（当時の日本側名称は「竹島」）への渡航を禁止。ただし、現在の竹島（当時の日本側名称は「松島」）への渡航は禁止されず。
18世紀末	欧州の船の測量のズレにより、欧米の地図には、鬱陵島（ダジュレー島）の西、朝鮮本土との間にアルゴノート島という実際には存在しない島が描かれるようになる。
19世紀半ば	日本に滞在していたドイツ人シーボルトが日本地図を作成し、アルゴノート島を「タカシマ」、鬱陵島（ダジュレー島）を「マツシマ」に比定する。その影響で欧米の地図では、鬱陵島が「マツシマ」とも呼ばれるようになり、それらの地図が日本にも流入する。
1877年	「明治10年太政官指令」で「竹島外一島」（「外一島」は「松島」）が「本邦関係無之」とされる（この論考の主題）
1905年	当時現在の竹島でアシカ猟に従事していた中井養三郎の求めにより、同島を島根県の所轄に編入。その際、当時鬱陵島が「松島」と呼ばれていたことを踏まえ、現在の竹島が「竹島」と名付けられる（以下、1905年以降の文脈で用いる「竹島」はいずれも現在の竹島を指す）。
1951年	サンフランシスコ平和条約署名。竹島は日本が保持。
1952年	韓国「海洋主権宣言」。漁業管轄権などを主張するライン内に竹島を取り込み竹島をめぐる紛争が発生。その後韓国は、竹島を不法占拠。

(2) 韓国側による「明治10年太政官指令」の活用

竹島をめぐる紛争の発生後、日韓間ではお互いの見解を口上書に添付して交換しあったが、韓国はこの論争において、自らの領有の根拠として有効なものは一切提示できず完全な敗北に終わった。韓国政府は、「1959年1月7日付韓国政府の見解に対する日本国政府の見解」(1962年7月13日。いわゆる「日本側第4回見解」)には反論できていない。日本には、現在の竹島に対する国による統治権の行使について、①17世紀における同島の経営における国家の関与、②1905年の同島の島根県編入後に行われた様々な行政的措置という韓国にはない強みがあり、韓国側はこれに対抗できる自らの統治権の行使についての証拠を示すことができなかつたのである²。日本政府は、1954年、1962年、2012年に竹島問題を国際司法裁判所(ICJ)に付託することを提案したが、韓国は紛争の存在そのものを拒否してきている。

韓国側は、自らの資料をベースに竹島の領有主張を正当化できないばかりに、日本の資料を基に日本の主張を否定する、ひいては韓国側の領有主張の根拠とするようになってきた。そのようなアプローチをとるようになった韓国側にとって、「明治10年太政官指令」は恰好の材料であった。

「明治10年太政官指令」とは、明治10年に太政官から内務省に対して発出された指令である。明治10年3月、太政官は、「日本海内竹島外一島地籍編纂方何」という内務省からの伺に対して、「竹島外一島之儀本邦関係無之儀ト」心得るべしと指令した。この指令の内容は、元々の伺いを発出していた島根県に対し、内務省を通じて伝達された。これは内務省による地籍編纂の取組の中で、内務省の地籍編纂苴検官が島根県に来県した際、竹島の地籍編入について調査の上、中央政府に伺をたてるように紹介したことを端緒としている(下図参照)。

図1 「明治10年太政官指令」(1877年)発出までの過程



² 領土紛争に関する国際裁判においては、「国家権能の平穩かつ継続した表示」すなわち、国家による統治権の行使が見られるか、そのような統治権の行使が他国の反対なく行われていたか、そしてそのような活動が双方に見られる場合にはいずれの当事者の証拠や根拠がより強いかということを基準にして合理的な解決が試みられている。

「明治 10 年太政官指令」について、日韓の学界で最初に言及したのは 1987 年の堀和生氏（後に京都大学教授）の論文である³。同氏は、「明治 10 年太政官指令」にいう「竹島」は現在の鬱陵島、「外一島」は現在の竹島という解釈を前提に、「当時の日本の最高国家機関たる太政官は、（略）竹島＝鬱陵島と松島＝独島をセットにする理解に基づいて、両島を日本領に非ずと公的に宣言した」と主張したのであった。

江戸時代、日本では、鬱陵島は「竹島」、現在の竹島は「松島」と呼ばれていた。しかし、19 世紀、欧米では、測量のズレにより、鬱陵島と朝鮮本土の間にもう一つ島があるとされ、この実際には存在しないもう一つの島が「アルゴノート島」、鬱陵島が「ダジュレー島」と呼ばれるようになっていた。1840 年、日本に滞在経験のあったドイツ人シーボルトは、訪日時の知見を元に日本地図を作成、その際に「アルゴノート島（存在しない島）」を「タカシマ」、「ダジュレー島（鬱陵島）」を「マツシマ」に比定、これが欧米の地図にも採用された。19 世紀後半、欧米から地図を輸入した日本でも鬱陵島が「松島」と呼ばれるようになっていた。「明治 10 年太政官指令」における「外一島」が「松島」と呼ばれる島であることに日韓間に争いはない。堀氏や韓国側の主張は「明治 10 年太政官指令」について、明治 10 年当時の日本政府が、当時日本に流入していた欧米の地図に依らず、「松島」を現在の竹島とする江戸時代の認識を維持していたことを前提にしている。

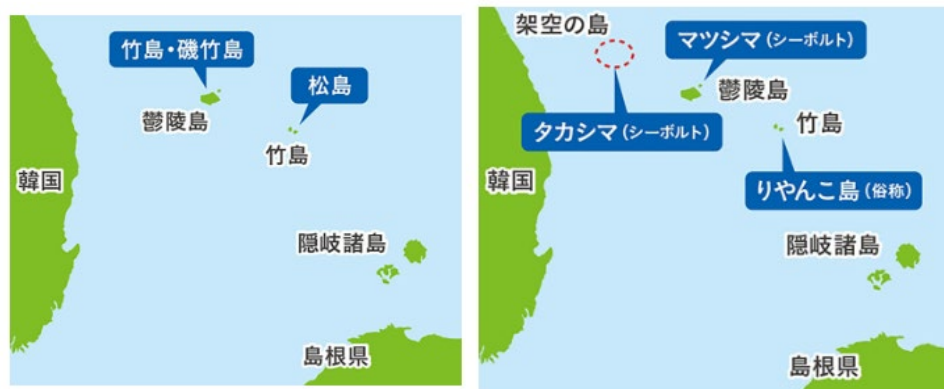


図1：古くからの呼び方

図2：19世紀後半の呼び方

※現在の竹島は、同島を「発見」したフランスの船「リアンクール号」にちなんで「りやんこ島」等と呼ばれるようになっていた。

出典：内閣官房領土主権政策企画調整室、ホームページ

「明治 10 年太政官指令」は、江戸時代に現在の竹島に対する日本の領有権が確立したとする日本政府の立場の「虚偽」を端的に示すものとして韓国の学界に非常に強いインパクトを与えた。「明治 10 年太政官指令」は、韓国外交部のパンフレット『韓国の美しい島、独島』など、韓国政府の公的な見解として採用された。韓国の「独島教育」においても欠かせない教材として活用されている。例えば、小学校用教科書である教育部『初等学校 5

³ 堀和生「一九〇五年日本の竹島領土編入」『朝鮮史研究会論文集』24 (1987.3) 97-125 頁。

～6 学年群 社会 (6-2)』(2019 年 8 月 15 日初版発行) では、「独島が昔から日本領土という偽りの主張を信じている人たちに事実関係を知らせて」あげるための材料として「明治 10 年太政官指令」が紹介されている。「明治 10 年太政官指令」は、現在の竹島を韓国の領土であるとの韓国政府のパブリック・ディプロマシーにおいても重要な役割を果たしている。

ただし、「明治 10 年太政官指令」は、専ら日本側の認識にかかるものであるから、現在の竹島が前近代から韓国の領土であったというためには、そのための証拠の提示が別途必要である。それにもかかわらず「明治 10 年太政官指令」が、韓国人のみならず日本人の一部の有識者を含め、なぜ竹島が韓国の領土であるという主張が正当であると信じさせるまでの力を有するに至ったのか。それには、「磯竹島略図」という地図の視覚的なインパクトが多分に影響を与えていると考えられる。「磯竹島略図」は、内務省の太政官への伺「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」において、島根県が内務省に出した元々の伺に添付して提出した資料の一つとして国立公文書館の『公文録』に保管されている。韓国や日本国内の一部の研究者は、この地図には「磯竹島」(鬱陵島)と「松島」(現在の竹島)が記載されているのだから内務省や太政官のいう「竹島外一島」の「外一島」は現在の竹島であることが一目瞭然である、日本政府は、現在の竹島を「松島」とする江戸時代の認識を維持していた、と主張しているのである。

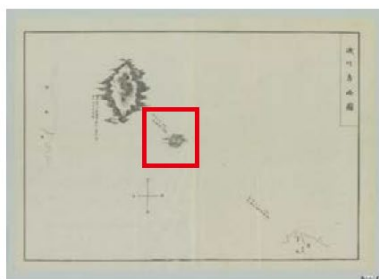


図 1 磯竹島略図



出典：国立公文書館デジタルアーカイブより

(3) 「竹島資料勉強会」の検討及び結論

「竹島外一島」の「外一島」すなわち「松島」は現在の竹島なのか。そのような問題意識から「竹島資料勉強会」は、「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」に係る一件資料についてそのテキストを精査し、さらに背景・周辺事情を検討した。2022 年 3 月の報告書の公表後、新たな資料も発見された。その結果、現在の竹島は「明治 10 年太政官指令」で「本邦関係無之」とされていないという確信を得るに至った。堀氏や韓国側の主張とは異なり、日本政府は「明治 10 年太政官指令」が発出された時、「松島」を現在の竹島とする江戸時代の認識を維持していなかった。その理由は概略すれば以下のとおりである。

- ①内務省から太政官への伺本文では「竹島所轄之儀ニ付」で始まっており、「竹島」の所轄についてのみ議論を行い、「外一島」／「松島」は一切登場しないこと。
- ②内務省が太政官に提出した伺では、元々島根県が内務省に提出した「磯竹島略図」を含

めた書類は、単に島根県が提出した書類として添付されており、内務省が「本邦関係無之」とした判断根拠には含まれていないこと、さらに、内務省の伺では、17世紀後半の鬱陵島（当時の日本側の名称は「竹島」）をめぐる日朝間のやりとりに関する文書（「松島」は一切登場しない）が判断根拠として添付され、太政官は内務省の判断を是とすること。

- ③当時、日本政府が発行した地図を検討すると、「松島」の記載がある地図はいずれもダジュレー島（すなわち鬱陵島）を「松島」としていること。
- ④報告書の公表後、明治10年当時、内務省が「松島」を鬱陵島と認識していたことが分かる文書が見つかったため、当時内務省が「松島」＝現在の竹島と考えていたという主張は成り立たないことがより明確になったこと。この文書は「明治10年太政官指令」に至る過程で内務省が「元禄竹島一件」について丁寧に調べた結果「本邦ニ於テ関係無之儀ト治定」した島（すなわち、現在の鬱陵島）が「松島」であると記載している。よって、内務省が「明治10年太政官指令」で「本邦関係無之」とされた「竹島外一島」について「竹島」＝「外一島（松島）」＝鬱陵島と認識していたことが証明されたこと。
- ⑤この他にも、報告書の公表後、明治9～10年当時の日本政府関係者が、鬱陵島を「松島」と認識していたことがわかる複数の文書が見つかったこと。

特に、④が決定的である。以下、個別の論点それぞれについて詳述する。

2 個別の論点について

(1) 一件資料のテキストの分析（報告書第2章）

報告書第2章（塚本孝東海大学元教授執筆）は、『太政官指令』と元禄の日朝交渉』と題し、『公文録』の「日本海内竹島外一島地籍ニ編纂方伺」に係る一件資料について、テキストを中心に分析する。執筆者は、「明治10年太政官指令」に係る太政官の決裁文書では内務省の伺を「聞き置く」、すなわち是としているから、「明治10年太政官指令」が現在の竹島を「本邦関係無之」としたか否かは、内務省の伺に即して検討する必要があると指摘する。

そして内務省の伺の構造を検証する。内務省は、元禄竹島一件、すなわち1696年1月に江戸幕府が大谷家・村川家の竹島（鬱陵島）への渡航を禁止した事件に関する対馬藩の記録『竹島紀事』の一部をその伺で「一号」～「四号」として摘採している。内務省は「別紙書類ニ摘採スル如ク（略）則元禄十二年ニ至リ夫々往復相済本邦関係無之相聞候」としていることから、この「一号」から「四号」を「本邦関係無之」とした判断根拠としていことがわかる。そして、内務省が根拠資料として摘採した日朝交渉の記録（「一号」～「四号」）では「松島」及び現在の竹島には一言も言及がないことを指摘する。すなわち、元禄の日朝交渉は、朝鮮国民の当時の竹島（鬱陵島）入島を契機として同島への出漁をめぐって行われたもので、同島における両国国民の入り混じりが問題視されたのであるから、そのような問題の発生していなかった現在の竹島は、交渉の対象になっていない（朝鮮国

側・日本国側ともに言及すらしていない) ことがこれら「一号」～「四号」の検討からわかるのである。

また、内務省の太政官への伺い文も「竹島(鬱陵島)所轄之儀ニ付島根縣ヨリ別紙伺出取調候處該島之儀ハ」で始まるように、もっぱら「竹島」についてのみ記述して「本邦関係無之相聞候」と判断していることに注意を促す。そして、太政官は、「竹島(鬱陵島)」についてのみ検討した結果出された内務省の判断を是としているのであるから「明治10年太政官指令」は、現在の竹島を「本邦関係無之」としたものではないと結論付ける。

一方、「磯竹島略図」は、「原由の大略」とともに、元々明治9年10月に島根県が内務省に伺い出た文書に添付されていたものである。島根県が内務省に伺い出た文書及び同県の調査報告書について「島根県ヨリ別紙伺出」があったので取り調べたところ、としている。このため、これら「別紙」は、内務省があくまで「竹島所轄之儀」についての島根県の照会内容及び調査内容を示すために添付したものであり、内務省の判断根拠にはされていないということがわかる。

島根県は、「原由の大略」や「磯竹島略図」の添付により、往時の竹島への渡海制禁は同島が日本領であることを朝鮮国が認めた上で同国に漁獵の権を与えたものだという理解にたって、「竹島(鬱陵島)」及び「竹島」への航路上にある「外一島」たる「松島」を島根県の地籍に編入しようとし、また伺の件名に「竹島」のみならず「外一島」を加えた。

しかし、内務省は島根県の理解を共有しなかった。内務省は、島根県の伺の件名を継承しつつも、専ら「竹島」について「本邦関係無之相聞候」と判断した。これは、内務省が「竹島」も「外一島」たる「松島」も鬱陵島を指すと考え、専ら鬱陵島について検討すれば足りると考えたためである。

(2) 島根県の認識(報告書第3章・第4章)

報告書第3章は、実質的に「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」に係る島根県側の最高責任者である境二郎に焦点をあて、報告書第4章は、島根県の文書綴り『明治九年 地籍』を中心に検討する。

報告書第3章(杉原隆島根県竹島資料室特別顧問執筆)は、「山陰地方歴史から考える『太政官指令』」と題し、この時代、島根県の参事及び県令を務めた境二郎に焦点を当てつつ、島根県に蓄積された山陰地方の歴史に関する文献をベースにして「明治10年太政官指令」を検証する。そして、①明治2年～3年ごろに隠岐県及び浜田県の大参事を務めた藤茂親(福岡県出身)の「竹島」の開拓願(明治4年)において、藤は、「竹島」「松島」一島兩名との認識を示していることを紹介する。そして、境二郎(当時は島根県参事)は、明治9年に「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」を内務省に提出したのと同時期に藤について福岡県に問い合わせをしており、藤の「竹島」及び「松島」認識について知りたがっていた可能性があることを指摘する。さらに、②A 境二郎(当時は県令)が、明治14年に大屋兼助外一名から「松島」(実際には鬱陵島)開墾願が出された時に、同島について「明

治 10 年太政官指令」の時から方針が変わり「本邦版図内ト被定(さだめられ)」たのかと内務省に照会を行っていること、B その一方で、明治 13 年に境二郎の部下清水清太郎の『隠岐国地誌略』において隠岐国の地理紹介として「竹島」にのみ言及していることなどから、「竹島」及び「松島」が代替可能な言葉として用いられている（つまり一島兩名である）と考えられると指摘する。その上で、境が「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」において「竹島外一島」という表現を用いたのは、境は、「竹島」の地籍について内務省に照会するように求められていたことを認識していたものの、当時「竹島」と呼ばれたアルゴノート島の所在が不明で、当時の地図類では点線で描かれることが多くなり、その存否が不明瞭であったのに対して、ダジュレー島の位置にある「松島」が実線で描かれていたことから、確実に実際に存在する島を対象にして伺いが出せるように「竹島外一島」と「松島」の島名を追加したのではないかと述べる。

報告書第 4 章（内田てるこ島根県竹島資料室嘱託職員執筆）は、「島根県の地籍編纂と竹島外一島地籍編纂方伺」と題し、内務省による地籍編纂事業の過程で島根県で作成されたファイル『明治九年 地籍』を分析し、「明治 10 年太政官指令」問題の発端となった明治 9 年 10 月 16 日付の島根県の内務省への伺いが出された経緯を検討した。特に、明治 9 年 9 月の内務省地理寮地籍課からの地籍編纂査検官（杉山栄蔵及び田尻賢信）の来県に係る経緯に注目している。そして、杉山栄蔵が鳥取県出身で明治 6 年まで鳥取県官員を務めたことを指摘する（当時、隠岐は鳥取県に属していた）。また、明治 6 年に太政官正院地誌課から同課作成の『日本地誌提要 第一稿』（同書の隠岐部分には「竹島」にしか言及がなかった）について鳥取県に確認依頼が来た際に、同県は検討の末、「竹島」と「松島」の双方についても言及するよう提案し、地誌課から受け入れられ『日本地誌提要』には「松島」の記述が追加されたことがあったが、同作業に関わった旧鳥取県の大塚章造は、杉山の島根県来県の頃まだ同県の鳥取支庁（明治 9 年 8 月に鳥取県は島根県に編入）に在籍していたことを指摘する。そして、島根県の伺い文にある「右大谷某、村川某カ伝記」や古図など参考にしたものはすべて旧鳥取県内にあるものであり、「原由之大略」や「磯竹島略図」の作成に当たり鳥取支庁に関わったことは間違いないだろうと述べる。

また、杉山は、島根県への来県の直前豊岡県にいたが、当時の同県の長は三吉周亮（みよしかねすけ）で、三吉の前職は鳥取県参事・県令であり、上述の『日本地誌提要』の修正の検討の時期にも同県の長であったことを指摘する。杉山と田尻は、島根県からの帰京後、明治 9 年 10 月 5 日付で、同県出張時の口頭での協議を踏まえ、島根県に対して「竹島」に関する古い文献などを調べて内務本省に伺いを立てるよう照会した（乙第 28 号）が、同号はその翌日 6 日付で島根県から兵庫県（直前に豊岡県から改編）にわざわざ転達されている。これらのことを踏まえると、三吉を含めた旧豊岡県関係者が「竹島」について関心をもって、おそらく杉山が豊岡県に来ていた時にも話題に上がっていたのだと思われると指摘する。

そして、乙第 28 号が「竹島」についてのみの照会だったのに島根県の内務省への伺いでは

「竹島外一島」となっているが、「外一島」となっているのは題名だけで、伺い文本文では「竹島」についてのみ記述されていることを指摘する。一方で、旧鳥取県が保有していた資料がベースになっており、旧同県関係者が作成に関わっていたと思われる別紙である「原由之大略」や「磯竹島略図」では「竹島」とは別に「松島」についての記述がはっきりとあり、伺い文本文と別紙では作成者が異なり、その両方を踏まえて「竹島外一島」の表題がつけられたのではないかと指摘する。そして、「明治 10 年太政官指令」に対して島根県が中央政府に問い合わせを行った形跡がないこと、明治 14 年島根県が大屋兼助の「松島開墾届」（この「松島」は鬱陵島）を受けて「最前の指令」が変わったのかと内務省に問い合わせをしていることから、島根県側にも「竹島」も「松島」も鬱陵島（鬱陵島相当の島）であるとの認識があったのだろうと指摘する。その一方で外務省記録局長の渡邊洪基が「松島ト竹島即チ韓名蔚陵島ハ聞ク所ニ寄ルニ一島二名ナルカ如シト雖とも、旧鳥取県令ニ聞クニ全クニ二島ノ由ト認メ」と書き残しており、ある旧鳥取県令は「竹島」と「松島」が別の島であるとの見解を有していたことがわかることなどを指摘し、これに伺い文本文と「原由之大略」などの別紙の作者が別であることを併せて考えると、島根県の全職員（特に旧鳥取県職員）が「竹島」と「松島」一島二名だという認識を共有していなかった可能性を示唆しているのである。

両執筆者の分析全体を踏まえると、島根県側でも、「竹島外一島地籍編纂方伺」には旧鳥取県関係者を含め多くの関係者が関与してそれぞれに思惑があったことが示唆される。島根県の伺自体が、全体として、「竹島」「松島」一島二名（伺い文本文）と別々の島だ（別紙）とする二つの見解の「両論併記」であった可能性も否定できない。特に、当時の欧米及び政府発行（陸軍省・海軍省等）の地図では「竹島」の存在が不明瞭になる一方、古文獻には圧倒的に「竹島」に関する記述が「松島」に関するそれよりも多いという一見矛盾する状況が生じていた。考え方としての一つの整理は、「竹島」「松島」一島二名であったが、古文獻は明らかに両島を別の島としており、また長崎からウラジオストクへの航路上「松島」が実在の存在として見られることから、一部の者は鬱陵島とは別の開拓可能な島「松島」の存在をその後もしばらく信じつづけたのである。

（3）政府文書としての「太政官指令」の性質（報告書第 4 章続き）

報告書第 4 章（内田てるこ島根県竹島資料室嘱託職員執筆）は、さらに、太政官内での各省からの伺の関連規則、『公文録』及び『太政類典』への収録に関する規則などについて検討している。

当時、太政官は、各省から軽重雑多なことについて判断を求められていた。例えば、『公文録』では、この報告書で議論する「日本海内竹島外一島地籍ニ編纂方伺」に対する一件資料のすぐ前に「長崎病院地所ノ内司薬場へ引渡ノ儀伺」及び「横浜山手外国人居留地買上家作引移料下附伺」に対する指令についての一件資料が保管されている。

太政官は、軽重雑多なことについて判断を求められていることを認識し、「謹按スルニ

政事ニ大小ノ目アリ従テ文書ニ輕重ノ別アリ今内閣ハ万機ノ府文按堆積シテ而テ輕重別ナクンハ或ハ煩碎錯雜ノ弊アラントヲ恐ル」(「公文ヲ類別シテ法律行政規則訓條批文ノ四部トス」(明治十年二月十四日))とし、同規則で公文を分類した。そして、太政官指令一般について、「布告」「達」「布達」と区別し、「太政官指令ニ至テハ省庁ヨリ成規ナキノ事ヲ問請スル者ニ訓告スルノ外大抵法律ノ疑義ヲ指示スル等瑣末ノ微事ニシテ文書往復日々数十件ヲ以テ計フ而シテ却テ諸省ノ責任ヲ輕クスルニ足ルナリ」としている。また、内務省の伺い文の上部欄外に「批文」と朱印が押されているが、上記規則によれば、「批文」とは欧州の例に倣った分類であり、法律や行政規則などの下に位置づけられ、「法律行政規則訓條ノ疑義ヲ問請シ及ヒ成規ナキノ事ヲ問請スル者ニ指令訓告スル者是ナリ」というものである。

韓国の研究者は「当時日本の最高の政治決定機関であった太政官（今の総理）が下した公文書（指令）なので法的拘束力が非常に大きい文書だ」と主張している⁴。法的拘束力が非常に大きいという言葉の意味は不明であるが、仮に一般の法律や行政規則よりも優先した効力を有するなどという意味で述べているのであれば明らかな誤りである。「批文」により対応すべきこととされたことからわかるように、「明治10年太政官指令」は、島根県の照会に対して示された回答（政府組織内のやりとり）であり、法令ではない。もちろん、これは「明治10年太政官指令」に太政官及び内務省の判断や認識が現れていることを否定するものではないが、当事者が「批文」にて対応すべきものと判断し、(法令ではない)「太政官指令」という形式を選択したということを前提にして彼らがどのような認識であったか検討する必要があることを意味する。

(4) 内務省と太政官の認識

(ア) 中央政府の発行した地図の検討（報告書第5章）

報告書第5章（竹島資料勉強会）は、当時、中央政府が発行した地図の検討などを通じて、その中央政府の一員たる内務省や太政官の認識を検討した。「竹島外一島地籍編纂方伺」について検討が行われた時期は、日本国内で「竹島」及び「松島」を巡る認識の変遷が生じていた時期と重なっており、このため、当時の中央政府が作成した地図を検討し、「竹島」と「松島」（外一島）がいずれの島を指すと認識していたか確認することが重要である。

これらの地図を確認してみると、下図のとおり、当時（明治10年頃まで）、陸海軍や太政官の地誌課が作成した地図等で「松島」を記載しているものはすべてダジュール島（鬱陵島）を「松島」としていたことがわかる。また、太政官の地誌部門が作成した日本地図を検証してみると、明治6～7年時点では、同部門は、アルゴノート島＝「竹島」、ダジュール

⁴ 송휘영 「17세기 일본의 독도 인식과 '고유영토론」 『일본의 독도영유권 주장의 허상』 (동북아역사재단, 2018) [宋彙榮 「17世紀日本の独島認識と'固有領土論」 『日本の独島領有権主張の虚像』東北アジア歴史財団, 2018], 106頁。

一島＝「松島」と認識していたことがわかる。そして、下図によると、アルゴノート島は、その後、中央政府発行の地図では記載されなくなったり点線で描かれるようになり、政府部内で不存在に関する情報が浸透していったが、日本政府発行の地図では、鬱陵島を「松島」としていることでは一貫しているのである。

以上を踏まえると、「明治 10 年太政官指令」にいう「外一島」すなわち「松島」はダジュレー島（鬱陵島）であると結論付けられる。さらには、日本政府は、明治 6～7 年時点では、「竹島」はアルゴノート島を指すと理解されていたが、その後、その不存在に関する情報が浸透してくると、外務省の北澤正誠が、『竹島考證』という報告書で当時外務省内では「竹島」と「松島」一島二名の見解が主流であったことを示唆しているように、太政官指令の発出の時点において、内務省や太政官を含む中央政府は、「竹島」＝「外一島（松島）」＝鬱陵島と認識していたと考えられるのである。

（図表 1）政府が明治初期に作成した地図及び文書に見る「竹島」及び「松島」認識

地図／文書名（作成者）（作製年）	アルゴノート島(西洋地図にある幻の島)	ダジュレー島	現代の竹島
(参考) 豊臣時代からの呼称	—	磯竹島	
(参考) 江戸時代の呼称（大谷家・村川家の呼称）	—	竹島	松島
(参考) 「日本図」（シーボルト）（1840 年） ¹	タカシマ	マツシマ	記載なし
(参考) 「大日本国沿海略図」（勝海舟）（1867 年） ²	竹嶋（破線）	松島	リエニコバルトロック
(参考) 「竹嶋再検届」（藤茂親）（1871 年） ³	—	小磯竹又松嶋	松嶋（藤自身はおそらく誤りと評価）
「公文附属の図」55 号「大日本全国（欧文）」（太政官正院地誌課岩橋教章？）（1873 年） ⁶	Take. I.	Matsou. I.	記載なし
「朝鮮全図」及び同附録（陸軍参謀局）（1875 年） ⁷	竹島（破線）	松島	地図の範囲外
「朝鮮東海岸図」（海軍省水路寮）（1875 年） ⁸	アルゴナフタ島(破線)	明治 8 年版：ダゼレタ島 明治 9 年 12 月改正：松島	フリウツ瀬、メ子ライ瀬
「亜細亜東部輿地図」（陸軍参謀局）（1875 年） ⁹	竹島（破線）	松島	記載なし
「大日本海陸全図 聯接朝鮮全国並樺太」（大後秀勝海軍省水路局製図課長）（1876 年 3 月） ¹⁰	記載なし	松島	フリウツ瀬、メ子ライ瀬
「大日本国全図」（太政官修史局地誌掛）（1876 年 12 月） ¹¹	記載なし	記載なし	記載なし
「大日本国全図」（太政官修史局地誌掛）（1876 年末以降） ¹²	竹島	松島	記載なし
「大日本国全図」（著者：陸軍参謀局・木村信卿）（1877 年） ¹³	記載なし	記載なし	記載なし
「大日本国海図」（工部省灯台局）（1877 年以降）（但し、「1870 年マデニ英国其他ノ諸国ニテ測量スル者ニ因ル」） ¹⁴	タコシマ（位置未詳）	マツ島	記載なし
「日本全図」（文部省宮本三平）（1877 年 9 月） ¹⁵	竹島（破線）	松島	記載なし

（イ）中央政府と長崎県令の間の「松島」についてのやりとり（英訳にあたって追加）

「竹島資料勉強会」の報告書（2022 年 3 月）の結論は、1877 年に明治政府が日本とは関係ないと島根県に告げた「竹島外一島」には現在の竹島は含まれないということであった。報告書刊行後、二つの資料が島根県の調査と協力によって確認され、藤井賢二島根県竹島問題研究顧問の論考として公開された。これらの資料は、上述の結論を裏付けるのみならず、内務省と太政官は、「竹島」＝「松島」＝鬱陵島という認識の下で検討を行い、「明治 10 年太政官指令」が発出されたことも実証された。

一つは、1877年8月18日付の大久保利通内務卿から北島秀朝（ひでとも）長崎県令への回答書である⁵。同年7月13日付伺で北島県令が「松島」開拓の必要性を訴え、開拓の管轄を長崎県にさせることを内務卿に請願していたことに対して、それを認めないという回答だった。この「松島」は「巨木全島ニ繁茂シ深緑常ニ鬱蒼タリ」という形容から鬱陵島であることがわかる（現在の竹島には「巨木」は生えない）。回答書で内務卿は「松島」について、江戸時代の「元禄竹島一件」の時のその島をめぐる日朝間の往復書簡を検討して、「その筋」（太政官）に照会した上で、日本と関係ないと決定したとしている。換言すれば、「明治10年太政官指令」とその元になった島根県の伺に対する内務省の調査は「松島」についてのものであると述べている。先述したとおり、「明治10年太政官指令」に関する一件書類では、「竹島」をめぐる日朝間の往復書簡を検討したと明記されている。つまり、1877年当時内務省及び太政官は、「松島」も「竹島」も「元禄竹島一件」で交渉の対象になった島、すなわち鬱陵島と理解していたことが実証されたのである。

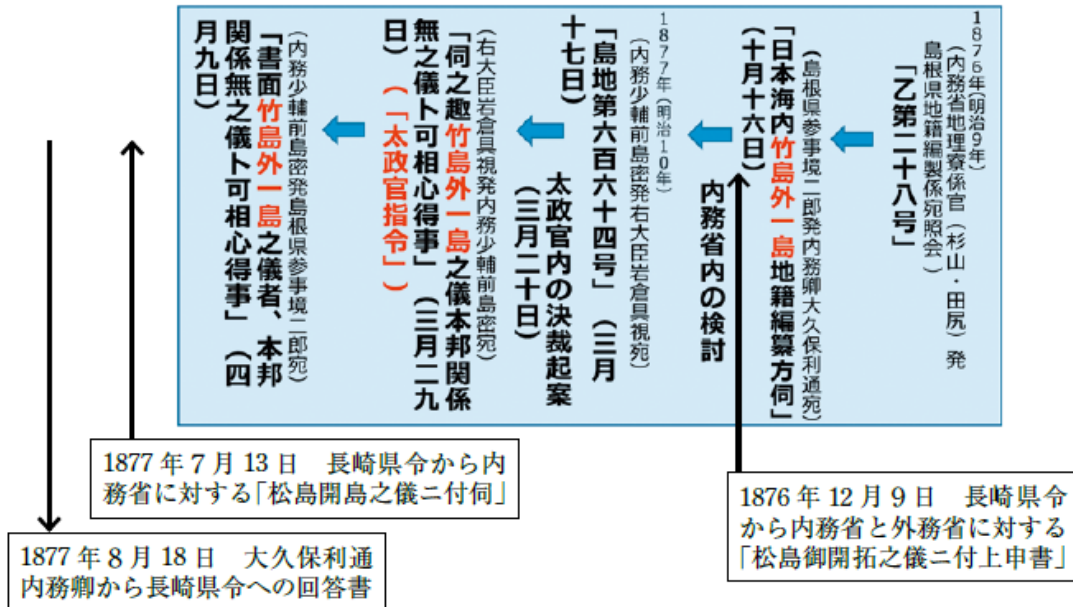
もう一つは、1876年12月9日付で北島長崎県令が大久保内務卿と寺島宗則外務卿に宛てた「松島御開拓之儀ニ付上申書」⁶である。長崎県令はこの上申書で、ロシア沿海州ウラジオストク建設に必要な木材を「松島」開発によって入手し、利益を得ることを提案した。木材の伐採ができるこの「松島」とは鬱陵島である。そして、この上申書が内務省と外務省に送られたことが重要である。1876年12月は、同年10月に島根県からの伺を受けた内務省が翌年3月の太政官への伺を作成していた時期にあたる。最新情報を得ていた内務省が、「磯竹島略図」や「原由の大略」の「外一島」＝「松島」＝現在の竹島という、島根県の伺の添付書類に基づく古い情報（つまり、江戸時代の「竹島」「松島」認識）のみに依拠して伺を作成したとは考えられない。内務省は「松島」＝鬱陵島と認識して太政官への伺を作成したと考えるのが自然である。

以上の「太政官指令」発出後まもない時期の文書と、太政官への伺を検討中の内務省に提出された文書から、内務省の「松島」に対する認識が明確になり、報告書の結論が裏付けられた上、当時の内務省と太政官が「竹島」も「松島」も鬱陵島を指すと理解していたことが実証された。それを図で指し示すと以下のとおりである。すなわち、「外一島」＝「松島」は、島根県の伺の付属資料では現在の竹島であったが、島根県の伺に対応した内務省では「竹島」及び「松島」を鬱陵島と考えて「太政官指令」（案）を作成し、太政官はそれを追認した。「竹島外一島のごとは、本邦関係ないものと心得よ」という「太政官指令」は「竹島」とも「松島」とも呼ばれる鬱陵島に関するものであって、現在の竹島とは関係がない。

⁵ 東京都立大学附属図書館所蔵『花房義質関係文書』「書類の部」「A 朝鮮国関係4 公務録・公信類」〔2〕対朝鮮交渉のための書類一綴 明治9年6月10日～明治10年11月23日〕

⁶ 長崎歴史文化博物館所蔵『明治九年 外務課事務簿 拾遺書類 雑之部 第二』に収録されている。詳細は、藤井賢二「新局面を迎えた「太政官指令」問題研究」〔島根県〕第5期竹島問題研究会編『第5期「竹島問題」に関する調査研究」中間報告書』2023年。

「明治 10 年太政官指令」(1877 年) 発出までの過程



(5) 当時の政治情勢 (報告書第 6 章)

報告書第 6 章 (松澤幹治元日本放送協会国際放送局シニア・ディレクター執筆) は、「明治 10 年「太政官指令」当時の政治情勢～天皇も太政大臣も「太政官指令」には関わっていない～」と題し、西南戦争のために大久保利通をはじめ明治政府の中枢が西方に出張し、その対応にあたっていたことに注目し、「明治 10 年太政官指令」の意思決定に関わった人物について検討している。

執筆者は、「明治 10 年太政官指令」の決裁書には、(参議以上では) 右大臣・岩倉具視、参議・大隈重信、同・大木喬任、同・寺島宗則の 4 人の決定印しかないと指摘している。「明治 10 年太政官指令」の案が立案された明治 10 年 3 月 20 日は、西南戦争において政府軍が田原坂に総攻撃をかけ陥落させた日であった。そして、明治 10 年 1 月、明治天皇が京都に行幸するにあたって、東京で留守を預かる岩倉具視を摂政に任命したことを紹介している。ただし、「大事は之れを行宮に奏して裁可を請はしめ、其の稽緩すべからざるものは處決して後、以聞せしめたまふ」すなわち、岩倉具視に政治を任せるが、大事は天皇の行宮に奏上して裁可を求めることとし、急を要するものは決定後、天皇に報告せよ、とされたことを指摘する。そして、「明治 10 年太政官指令」については天皇に相談あるいは報告がされた形跡がないことに注目している。東西に分かれていても意思疎通が行われていた例として西南戦争の遂行について東京の岩倉具視が京都の三条実美・木戸孝允に所見を寄せていることを指摘する。以上を踏まえると「明治 10 年太政官指令」によって日本の新たな国境を定めるような重大事項が決定されたとは想定されないと指摘する。すなわち、江戸時代の元禄竹島一件で「竹島」(鬱陵島) は朝鮮領と定められたが、「明治 10 年太政官指令」ではその決定をそのまま踏襲したに過ぎないので西方に報告又は相談がなされ

なかったと結論付ける。

また、明治10年3～4月の『公文録』を確認し、「日本海内竹島外一島地籍ニ編纂方伺」には（『太政類典』への掲載の分類として）「外交」ではなく「地方」の印が押されていること、同時期の外務省の太政官への伺には「竹島」に関するものがないこと、また『竹島考證』において「明治10年太政官指令」に対する言及がないことを指摘、「明治10年太政官指令」の意思決定過程には外務省の関与がないと結論する。そして、「明治10年太政官指令」によって新たな国境を定めるといふことなのであれば当然外務省への相談はあったであろうから、このことから元禄竹島一件での決定を踏襲したに過ぎないと考えられると述べる。

そして補論で、この元禄竹島一件での決定を踏襲したという結論は韓国側と奇妙な一致を見せると述べる。その上で元禄竹島一件において何が意思決定されたのかを検討する。

当時日朝で交渉の対象になったのは、当時の朝鮮と対馬藩の資料を見るに「竹島」（鬱陵島）だけであることを再確認する。そして朝鮮側が根拠とする江戸幕府と鳥取藩のやりとり（幕府の照会に対して鳥取藩は「竹島」及び「松島」は因幡伯耆に所属しないと回答）については、日朝間の外交上のやりとりにはまったく出てこないことを指摘し、両国間の国家間交渉の史料（両国間で何が議論されたかの検証）としては意味を持たないと述べる。そして、韓国側は「鬱陵島」という言葉があると「鬱陵島と独島」という言葉に読みかえてしまうことがあるが、そもそも独島が鬱陵島の属島であるという韓国の認識自体が疑問視されているのに自動的にこう読み替えてしまうのでは対話が成立する余地がないと批判する。

（6）「明治16年太政官内達」の検討（報告書第7章）

報告書第7章（山崎佳子氏執筆）は、「明治16年太政官内達の検討」と題し、明治10年という一瞬を断片的に切り取るのではなく、元禄期から明治期までの日本政府の「竹島」及び「松島」に関する地理的認識の変遷を全体的な視点から俯瞰し、日本海の島々の正確な姿を把握した努力として捉える。その中で現在の竹島の帰属について朝鮮側から提起されたことはないことを指摘する。その上で、特に、明治16年に発出された日本国民全体に対し鬱陵島＝「竹島」＝「松島」の認識を伝達し、日本人の同島への渡航を禁じた法令（「明治16年太政官内達」）に注目し、島根県への内々の指令に過ぎない「明治10年太政官指令」とは、例えば「明治16年太政官内達」の発令後、鬱陵島に船を派遣して在留邦人を強制退去させたり、全国に通知され関連史料が各都道府県に残っていること（執筆者は全国を調査し、その一部を論考で紹介している）など、著しい対比を為すと指摘している。同内達は、元々日本人が鬱陵島に上陸して材木業など事業に従事しているという朝鮮政府の外務省への抗議を契機としており、特に、同内達の契機となる外務省から太政官への上申（朝鮮側の抗議を踏まえ、在島の日本人の引き上げ及び同島への日本人の渡航の禁止を周知することを提案するもの）作成過程に関するファイル『朝鮮國蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人ヲ引戻処分一件』第一巻（外交史料館所蔵）に注目している。同ファイルでは、「明治10年太政

官指令」とその経緯たる島根県との交信や北澤正誠の「竹島」に関する報告書（『竹島版図所属考』、『竹島考證』の簡易版）も参考資料として検討されており、「明治 10 年太政官指令」も踏まえた上で版図外としたのは鬱陵島一島のみとの最終判断を下したと指摘する。特に明治 14 年の「島地 1114 号」に関する内務省と外務省のやり取り（第 3 章で紹介される大屋兼助外一名の「松島」開拓願に関するもの）において「外一嶋」は松島であるとの認識が示されていること、そしてそれを踏まえて明治 14 年ないし 16 年になり改めて「外一島＝松島＝鬱陵島」の判断が下されていることが重要だとする。そして、鬱陵島のみを対象とする同内達に「従前彼我政府議定ノ儀モ有」とあるように、元禄竹島一件における日朝交渉では鬱陵島のみが交渉の対象となっていたという事が当時の明治政府の認識であったと指摘する。また、韓国側の先行研究はこれらのことを無視していると述べる。

そして、「明治 10 年太政官指令」の対象に万が一現在の竹島が含まれていたとしても、「明治 16 年太政官内達」とは異なり島根県への内々の指令に過ぎないし、同内達では現在の竹島を明らかに対象に含まない形で法令として発出されているのであるから、「明治 10 年太政官指令」がいかなる内容のものであったとしても、「後法は前法を破る」の原則に従い、「明治 16 年太政官内達」が政府の意思決定として優越すると説く。そして、国内の地籍編纂作業の一環として出された「明治 10 年太政官指令」とは異なり、「明治 16 年太政官内達」は鬱陵島での日本人の活動に対する朝鮮側の抗議を契機とし、日朝間の意思疎通の結果として（すなわち、外交上の措置として）発出されたものであることにも注目すべきだとしている。

また、執筆者は、一過性の内部事務上で発出されたに過ぎない「明治 10 年太政官指令」の「外一島」を同定することに注力することは竹島問題の本質から逸脱した行為であり、むしろ外交交渉の結果として発出され朝鮮政府に伝達された「明治 16 年太政官内達」を、領土問題としての重要検討事項であるとみなすべきだと指摘する。そして、領土問題としての竹島問題とは、歴史学のみアプローチで検討されるべき問題ではなく、国際法、国内法、国際関係論等の総合的、学際的なアプローチでの検討が必要であり、その視点を欠いて歴史学上の視点のみから太政官指令の「外一島」の同定に固執することは、適切ではないと結論している。

（7）韓国の研究及び教育における「太政官指令」（報告書第 8 章・第 9 章）

報告書第 8 章（藤井賢二島根県竹島問題研究顧問執筆）は、「韓国の竹島領有主張と『太政官指令』」と題し、韓国での竹島研究における「明治 10 年太政官指令」の位置づけについて検討する。執筆者は、「明治 10 年太政官指令」について論文で初めて言及したのは日本人（堀和生氏。後の京都大学教授）であったが、慎鏞廈・宋炳基の研究を例にとりつつ、韓国側の論文は堀教授の研究を一その明確な事実誤認や誤りを含めて一「原由の大略」の活用や「属島論」など韓国にとって都合のよい部分はそのまま踏襲していることを指摘する。そして、「明治 10 年太政官指令」において日本側が「竹島外一島」を韓国領と認めた

とか（実際には「本邦関係無之」としただけである）、「原由の大略」や「磯竹島略図」が内務省の判断根拠となった「別紙書類」と同じ価値を持つなど（内務省の伺を見ると、実際には、「原由の大略」や「磯竹島略図」は島根県から提出のあった「別紙」の一部としての扱いである。「本邦関係無之」の根拠となった「別紙書類」には、「原由の大略」や「磯竹島略図」は含まれていない。）、「明治 10 年太政官指令」を堀教授の見解よりももっと韓国側にとって有利な存在とするため、事実歪曲や印象操作の域に入るような説明を行ってきたと指摘する。そして、「磯竹島略図」を「明治 10 年太政官指令」の付図とするなどといった事実誤認に満ちた「明治 10 年太政官指令」の虚像が、韓国で再生産され、日本人の一部にも日本政府の見解に疑問を抱く動きがある現状を憂う。

執筆者は、1950 年代から 60 年代にかけての口上書での日韓間の竹島に関する見解の交換において韓国側は自らの竹島領有の根拠を上げることができず完敗であったことを指摘する。その一例として 1965 年の日韓国交正常化にあたって、韓国政府は数回にわたって「国内の著名な歴史学者及び国際法学者たちに依頼」したものの、彼らは日本側第 4 回見解への反論を作成できなかったことを紹介している。韓国側の学者、例えば、慎鏞廈はこのことを認識しており、日本側第 4 回見解に対する反論、すなわち韓国側の証拠に基づく同国の竹島に対する領有権の証明に臨んだが、成果が上げられなかったことを執筆者は指摘する⁷。その結果、「明治 10 年太政官指令」に代表されるように、日本側の資料をもって日本側の領有権を否定し、ひいては朝鮮側の領有権を確立しようとするようになったと結論付ける。そして、数年前に、日本の高校の「日本史 B」の教科書検定で、「現在の竹島にあたる島について、日本政府は 1877 年、日本とは関係ない島であると判断した。」という脚注が入りかけたことがあり、日本人も「明治 10 年太政官指令」に関する韓国側の議論に影響を受けている現状があると指摘する。最後に、韓国がすべきことは「太政官指令」のような日本の資料を利用した日本の主張のあら探しではなく、自らの領有根拠を示すことであると強調する。

また、報告書第 9 章（藤井賢二島根県竹島問題研究顧問執筆）は、「韓国社会科教育における竹島問題と『太政官指令』」と題し、韓国の社会科教育において「明治 10 年太政官指令」を含めた竹島問題がどのように扱われているか小中高の教科書にわたって具体的に紹介する。そして、「明治 10 年太政官指令」に典型的な、日本の資料に韓国の竹島領有の「根拠」を求めるという倒錯したアプローチが、韓国の社会科教育でもみられると結論する。さらに、韓国の「独島」教育では、1905 年の島根県編入を「侵略」とする、すなわち歴史認識問題として竹島問題を捉える傾向が強化されているが、日本はそれを否定し、あくまでも竹島問題の平和的解決を求めていることを伝える必要があると述べる。また、仮に日本が竹島を領土外としたとしてもそれで朝鮮領になるわけではないといった基本的事項や、「磯竹島略図」を「太政官指令」の付図と説明している韓国の教科書の実事誤認の

⁷ たとえば、신용하『독도의 민족영토사 연구』(지식산업사, 1996) [慎鏞廈『独島の民族領土史研究』(知識産業社, 1996 年)]

指摘など、わかりやすい情報発信を日本語以外でも行い、将来を担う韓国の若い世代に事実を伝えることの重要性を提起する。

(8) 李奎遠と『鬱陵島檢察日記』について(補章)

補章(永島広紀九州大学教授執筆)は、「李奎遠と『鬱陵島檢察日記』」と題し、直接に太政官指令を対象としないものの、同時代の朝鮮側の「竹島」認識を示す史料を紹介することにより、本報告書の主題を補強した。

永島教授は、李奎遠が執筆した『鬱陵島檢察日記』について検討している。李奎遠は、李氏朝鮮王朝 19 世紀後半の武官であり、1881 年には高宗から鬱陵島の檢察を命じられ、『鬱陵島檢察日記』はそのときの報告書の草案と考えられる。同資料は、李氏朝鮮王朝側の 19 世紀後半段階での鬱陵島に関する認識(及び現在の竹島に対する非認識)に関する史料として日韓双方に引用されるが、校訂を付した「定本」がない状態でもある。李奎遠の曾孫にあたる李恵恩氏(当時、東国大学校師範大学地理教育科教授)が寄贈した原本が国立済州博物館にあり、永島教授は、これを実見するとともに撮影し、韓国人研究者(李瑄根氏や愼鏞廈氏によるものなど)による既存の翻刻との比較検討を行っている。

『鬱陵島檢察日記』は、「裏面に隠れた浄書する前の下書き」(「初稿」)、それを添削した二次的な文章(「第二稿」)、さらに国王に提出される報告書(「啓本」)のドラフトである「啓草本」からなると指摘する。そして、韓国側の主張(①前近代の地図にみる「于山島」が現代の竹島である、②1900 年の勅令第 41 号の「石島」が現代の竹島である)について、『鬱陵島檢察日記』は「後者に関しては決め手を欠くところであるが、前者については(略)韓国側の主張を大きく突き崩す可能性を秘めている」とする。「啓草本」の末尾には、「晴れた日に(鬱陵島の)高台に上って海側を見渡しても、ひと握りの石やひとつまみの土くれもない」「于山が鬱陵であることは耽羅が済州の事であることと同様でありましょう」とある。それに対して、朝鮮王朝の公式の記録である『承政院日記』では、李奎遠は視察への出発前の高宗からの質問に対して于山とは、済州島の旧国名耽羅と同様、古の国名であり、于山島と鬱陵島は同一の島である旨、正しい認識をもって答えている。すなわち、李奎遠は、『承政院日記』にあるように、出発前の段階においてすでに極めて正確な鬱陵島周辺に関する地理的情報を有しており、そして『鬱陵島檢察日記』の「啓草本」にあるとおり実地検分の結果、自説の正確さが改めて証明されたということになると指摘する。そして、そのことは国王への啓文に添付されたものと考えられる「鬱陵島外圖」における「竹島」「島項」の描かれ方とも符合すると結論する。

また、「二次稿」の一部に李奎遠の肩書を「通政大夫」としている部分があり、少なくとも該当部分は同人が「通政大夫」を肩書としていた時期を踏まえ、1882 年 7 月～8 月に起稿された可能性が高いということができると述べる。そして、そのことが他の部分にも敷衍できて、1882 年夏に『鬱陵島檢察日記』が起草されていたと言えるのであれば、朝鮮側の歴史記録において貴重な、きわめて同時代性が高い資料であるといえると指摘する。